

U・Iターン創業補助金 募集のお知らせ

随時審査・採否決定

■応募対象者 下記のいずれかに該当し、交付決定日以降、令和2年2月29日までに起業する方

1.一般枠

○U・Iターン起業

U・Iターンにより県内に移住し起業する方。U・Iターンとは、新潟県外の居住者が新潟県内に転居することをいいます。また、起業準備のために既に新潟県内に転居している方も対象になります(申請日時点で転居後1年以内に限る)

○にいがた定着起業

- ・進学を契機に県内に在住している県外出身の大学院生等で、県内で起業する方
- ・有期雇用契約等により県内へ転居して就業している県外出身者で、県内で起業する方 (例:地域おこし協力隊員)

2.地域課題解決枠(上記一般枠のいずれかの対象要件を満たし、かつ下記のいずれかの事業により起業する者。)

- ・「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」に基づき県が指定した地域資源を活用する事業
- ・起業者を支援する事業(起業者の交流の場の運営など)

■助成金の交付条件など(助成限度額及び助成率)

1.一般枠

		対象経費	
		50～200万円	200万円超～
助成金	申請者以外に1人以上の新規雇用*を伴う場合	上限額100万円 助成率 1/2 以内	上限額 300万円 助成率 1/2 以内
	上記以外		

※ 1年以上の雇用契約を締結し且つ雇用保険の一般被保険者となる労働者であること。ただし役員・3親等以内の親族を除く。

2.地域課題解決枠

	対象経費(50万円～)
助成金	上限額200万円 (助成率1/2以内)

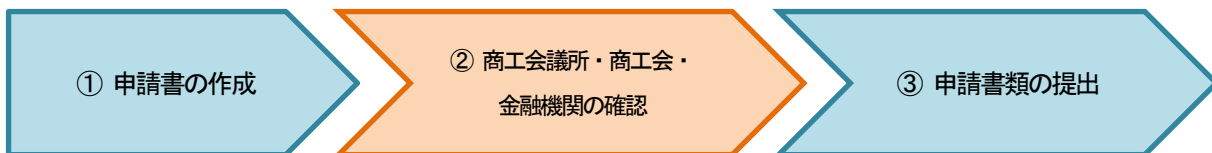
※一定の要件を満たして東京圏(東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県)から移住した方には、最大100万円の移住支援金を市町村が追加で交付します。(加茂市、阿賀町、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村への移住を除く。)詳細は移住先の市町村に確認してください。

■助成対象経費 下記のうち、助成事業の実施期間に契約、取得、支払が完了する経費が対象です。

- 事業拠点開設費:機械設備、工具器具等の購入費用、事業所の増改築費、事業用車両購入費、法人登記費用、消耗品費 等
- 事業促進費:人件費※本人、役員、3親等以内の親族を除く、賃借料、光熱水費、通信運搬費、広告宣伝費 等

■応募方法

- 申請には、創業予定地域の商工会・商工会議所、金融機関から「確認書」の発行を受ける必要があります。確認書の発行を受けた後に、申請書類一式をNICOまで提出してください。
- 申請受付後、随時審査し採否を決定します(申請日から約1か月後を予定)。



※詳しい募集案内、申請書類は NICO のホームページ(<https://www.nico.or.jp>)から入手できます。

■募集期間 令和元年5月10日(金)～ 令和元年11月29日(金)

■問い合わせ・申請書提出先

(公財) にいがた産業創造機構 経営支援グループ 創業・経営革新チーム
〒950-0078 新潟市中央区万代島 5-1 万代島ビル 9F TEL 025-246-0051 / FAX 025-246-0030